

記者発表資料
令和3年6月1日
(担当) 議会事務局庶務課
渡邊、平井
(内線) 700-4610
(直通) 214-6163
(担当) 議会事務局議事課
石川、藤
(内線) 700-4620
(直通) 214-6166

仙台市議会における 本会議場の使用再開および傍聴の取り扱いについて

仙台市議会では、2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震の被害により本会議場が使用できない状態となっていましたが、このたび修繕が完了したことから、第2回定例会より本会議場の使用を再開します。

併せて、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置により本会議の傍聴をご遠慮いただいていましたが、同じく第2回定例会より再開します。なお、傍聴については引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止および市民の皆さまの安全・安心を確保するため、傍聴席への入場者数を制限するなどの取り組みを行います。

1 第2回定例会における本会議の傍聴の取り扱い

- (1) 密集状態を避けるため、傍聴席への入場者数を定員（94名）の4分の1程度とし、間隔を空けて座っていただきます。（報道関係者席を除く）
- (2) 発熱等の風邪症状がある場合は傍聴をご遠慮ください。
- (3) 傍聴される方には、マスクの着用などによる咳エチケットの徹底、手指消毒液の使用についてご協力をお願いします。手指消毒液は傍聴席入り口等に設置します。
- (4) 本会議については、市議会ホームページのインターネット議会中継からも閲覧可能です。詳しくは、市議会ホームページをご覧ください。
(URL) <https://www.gikai.city.sendai.jp/>

2 本会議を除く市議会の各種委員会等の傍聴の取り扱い

6月13日（日）までを期間とする新型コロナウイルス感染症に係るリバウンド防止徹底期間中は、報道関係者を除き一般市民の方の傍聴はご遠慮いただいております。